

令和7年11月28日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社中央技術コンサルタンツ
東京都新宿区西新宿8-5-1

2 指名停止期間

令和7年11月28日～令和8年1月27日（2ヵ月）

3 指名停止の理由

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日に同罪で追起訴された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から

<input type="checkbox"/> <u>イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員</u>	2カ月以上 12カ月以内
<input type="checkbox"/> <u>ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員</u>	1カ月以上 12カ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：課長補佐